

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	小名浜港湾事務所相馬港出張所庁舎借上
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官小名浜港湾事務所長 尾崎 精一 福島県いわき市小名浜字栄町65
契約締結日	平成30年4月2日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)相馬市振興公社 福島県相馬市中村字塚ノ町65-16
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)	2,587,452円
予定価格(消費税及び地方消費税を含む)	2,587,452円
随意契約によることとした理由	<p>本件は、小名浜港湾事務所相馬港出張所(以下、「当所出張所」という。)の庁舎を借上げるものである。</p> <p>当所出張所は、東日本大震災により被災し流失したため、平成23年4月1日から継続して、株式会社相馬市振興公社が所有及び管理を行っている相馬市振興ビル内で業務を遂行している。</p> <p>現在においても相馬市内には適した国有施設及び当所出張所の業務遂行において機能を維持できる施設がないことから、現在入居しているビルにより対処しなければならない。</p> <p>また、新たに他の物件へ移転する場合は、移転費用及び移転に必要な労力と時間を要することとなり、経済性及び事業実施の面からも得策ではない。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社相馬市振興公社と随意契約するものである。</p>
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。